

岡谷市 緊急銃猟対応マニュアル

令和 8 年 9 月

岡谷市産業振興部農林水産課

目 次

はじめに	1
1 緊急銃猟制度の目的	1
2 緊急銃猟制度の概要	1
第一章 緊急銃猟に備えた事前準備	
(1) 対応体制の確保	3
(2) 捕獲者の確保	4
(3) 訓練(実地・机上)・研修等の実施・参加	5
(4) 物品の確保	5
(5) 保険の加入	5
第二章 クマ等の緊急銃猟時の対応に備えた事前準備	
(1) 通報から緊急銃猟の実施・完了までのフロー(①～⑥)	6

参考資料(チェックリスト等)

(1) 別紙 1 緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)	15
(2) 別紙 2 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	16
(3) 別紙 3-1 関係者・関係機関一覧表	17
(4) 別紙 3-2 連絡確認チェックリスト	18
(5) 別紙 4 緊急銃猟に係る備品管理リスト	19
(6) 別紙 5 対応判断フロー	20
(7) 別紙 6 クマ等出没情報記録票	21

別表 1 産業振興部クマ等出没時緊急体制	22
----------------------	----

別表 2 捕獲候補者リスト..... 23

参考 関係法令 24



岡谷市 緊急銃猟 対応マニュアル

作成年月：令和 8 年 9 月

岡谷市役所 農林水産課

はじめに

1. 緊急銃猟制度の目的

近年、全国的にヒグマ及びツキノワグマ(以下、「クマ」という。)、イノシシ(以下、クマとイノシシを合わせて「クマ等」という。)の人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害も多く発生している。こうした状況を受け、令和 7 年 4 月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」という。)の一部が改正された。これにより、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする緊急銃猟制度が創設された。

緊急銃猟の安全で円滑な実施にあたっては、人の日常生活圏への出没時に迅速な対応が可能となるよう、平時から体制の整備や対応フロー等の策定が不可欠であり、環境省が作成した「緊急銃猟ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)(令和 8 年 4 月改訂)」においても、各地域に適した緊急銃猟の対応マニュアルの作成が推奨されている。

本マニュアルは、岡谷市における緊急銃猟の実施に備え、実情に即した具体的な役割分担や連絡体制の事前準備、実施手順の整理を行い、緊急時における迅速な意思決定と、現場での安全かつ的確な捕獲等の対応を確保することを目的としている。

2. 緊急銃猟制度の概要

緊急銃猟とは、人の日常生活圏に危険鳥獣(クマ等)が出没した場合、一定の条件を満たした場合に、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度である。

(鳥獣保護管理法第 34 条の2)

○緊急銃猟を実施するための 4 つの条件

1. クマ等が**人の日常生活圏**に侵入していることまたは、侵入するおそれ大きいこと
2. クマ等による人の生命または身体への危害を防止するため、**緊急に対応が必要**であること
3. **銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難**であること
4. 銃猟によって**人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないこと**

○緊急銃猟実施にあたってのポイント



○人の日常生活圏とは、「人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲」を指し、住居集合地域等よりも広い定義となる。例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。



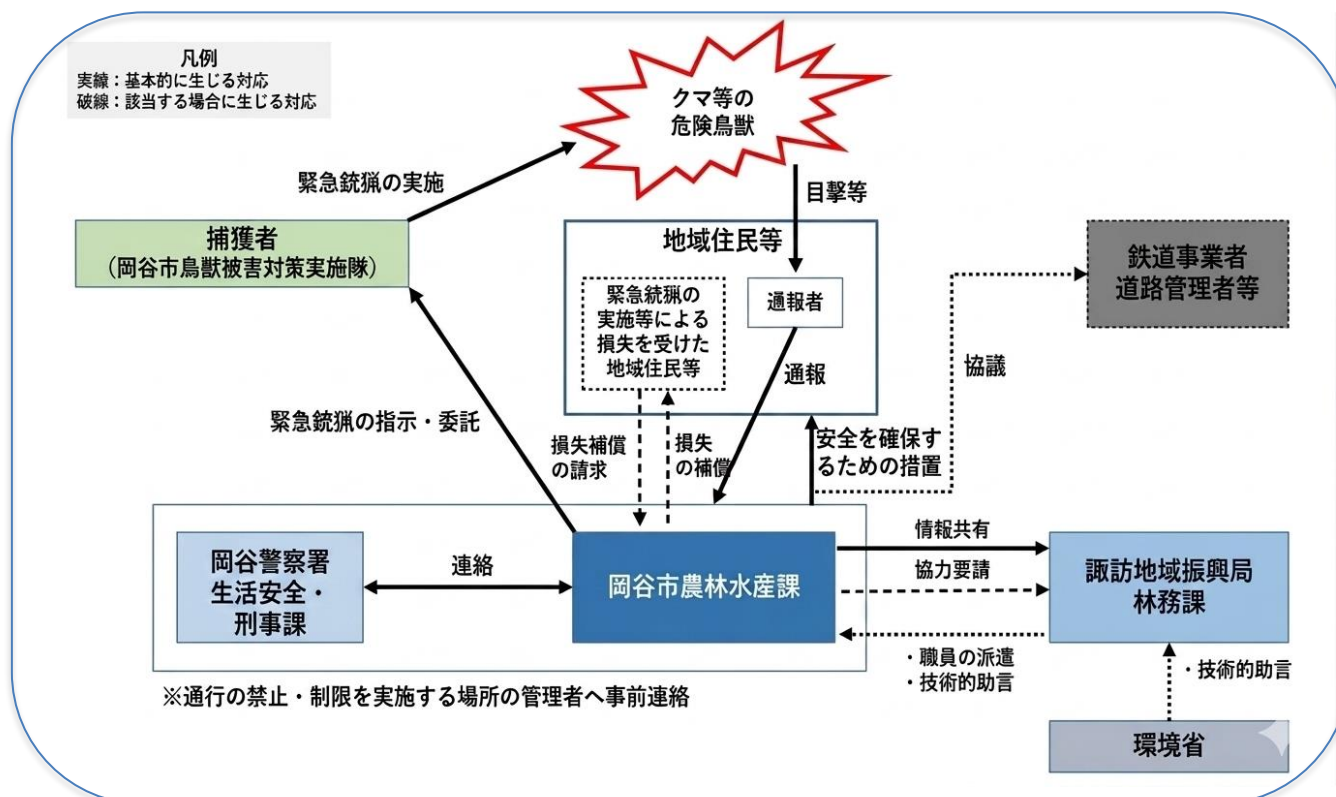
※緊急銃猟ガイドライン(環境省,2025)より引用

第一章 緊急銃猟に備えた事前準備

(1) 対応体制の確保

出没から発砲・原状回復まで、指揮命令と安全確保を一元的に回す体制を平時に整備する。

① 関係機関等の役割



② 緊急銃猟を実施する際の役割分担表(「別表 1:産業振興部クマ等出没時緊急対応」参照)

関係機関等の名称	役割(対応内容)
岡谷市 農林水産課	・被害状況の把握 ・緊急銃猟実施に係る対応 (実施及び中止の判断、捕獲者の補助、住民等の避難誘導、道路通行制限、土地及び建物等施設所有者及び管理者との調整、記録等) ※実施の判断は「別紙 5:対応判断フロー」により判断 ・市公式 HP、LINE、注意看板等による市民等への周知、関係部署及び近隣施設(福祉施設、鉄道、企業、農協等)への情報提供 ※情報共有は「別紙 3-1・別紙 3-2:関係者・関係機関一覧表(連絡チェックリスト)」のとおり ・鳥獣被害対策実施隊のうち、緊急銃猟の捕獲者の選定(捕獲者の要件の確認を含む)、緊急銃猟の指示 ・諏訪地域振興局への応援要請 ・岡谷警察署への支援要請 ・道路管理者、鉄道事業者への協議

岡谷市 商業観光課 工業振興課 ブランド推進室	・現地パトロール ・広報車による放送
岡谷市 危機管理室	・防災行政無線放送(同時 LINE、メール配信)
諏訪地域振興局林務課	・銃猟実施に係る応援、助言等
岡谷警察署生活安全・刑事課	・市の要請に基づく現地パトロール、交通規制、住民等の避難誘導や安全確保、捕獲者の銃器の取扱いへの助言等
鳥獣被害対策実施隊 (※捕獲者は「別表 2:捕獲候補者リスト」より最低2名以上選出。)	・現地及び周辺のパトロール ・捕獲者による緊急銃猟等の実施 ・捕獲者のサポート
鉄道事業者(JR 上諏訪駅)	・鉄道事業者(JR)は車両運行の安全確保
道路管理者(国道)	・長野国道事務所
道路管理者(県道)	・諏訪建設事務所
道路管理者(岡谷市土木課)	・道路管理者は必要な道路占用の許可及び指導 看板設置等

☐ ①関係機関等の役割を確認した

☐ ②緊急銃猟を実施する際の役割分担表を確認した

(2)捕獲者の確保

捕獲者については、事前に出動要件等について調整を行い、実施する者の要件に適合するかつ、

次の表 1 表 2 及びガイドラインに基づくチェックリスト[別紙 2:緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト]により確認する。

☐ 捕獲者の要件を満たす者がいることを確認した

☐ 捕獲者候補の者と事前に緊急銃猟への従事について協議を行った

表 1 緊急銃猟(麻醉銃猟を除く)を実施する者の要件

必須	・第一種銃猟免許を受けた者 ※ 装薬銃を使用する場合
	・第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 ※ 空気銃を使用する場合は、緊急銃猟ガイドラインも参照。
	・一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※ 装薬銃・空気銃を使用する場合
	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
夜間(日出前及び日没後)に実施する場合の追加要件 (屋外において装薬銃又は空気銃で	・射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの(特定ライフル銃)を除く。)にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土嚢等に依託する場合を含む。)は問わない。

実施する場合に限る)	イ 標的の中心から二・五センチメートル
	ロ 標的の中心から五・〇センチメートル
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること

表 2 緊急銃猟(麻酔銃猟)を実施する者の要件

必須	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
----	--

(3)訓練(実地・机上)・研修等の実施・参加

捕獲関係者、警察署等の関係機関と連携し、対応訓練を実施することが望ましい。

国や県などが主催する緊急銃猟や鳥獣対策等の研修に積極的に参加し、関係者への情報共有を行う。

☐ 対応訓練を実施した

(4)物品の確保 (「別紙 4: 緊急銃猟にかかる備品管理リスト」のとおり)

☐ 備品の確保状況について確認を行った

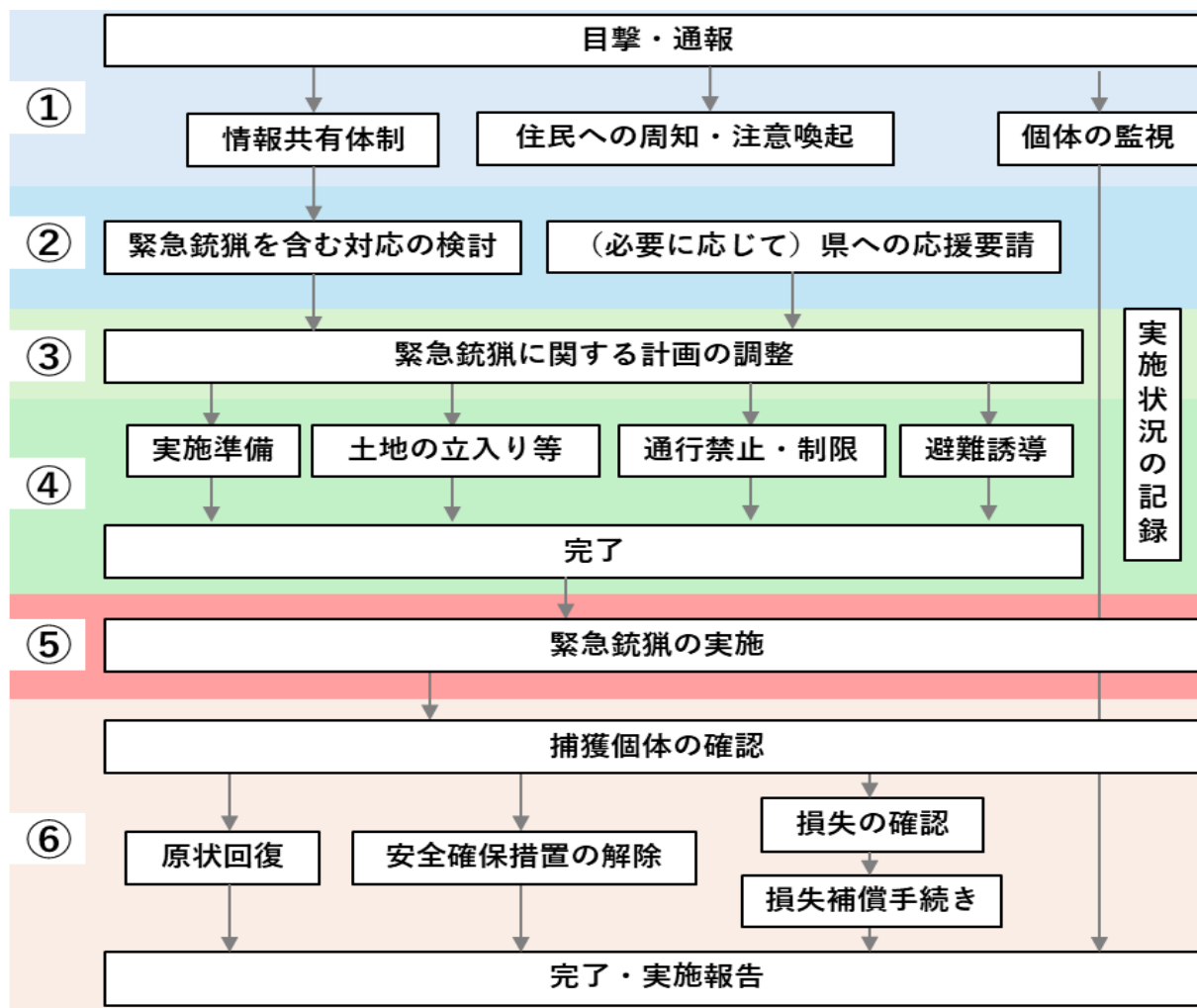
(5)保険の加入

あらかじめ、損失補償、損害賠償に対応することができる保険への加入を検討する。

☐ 保険への加入の検討を行った

第二章 クマ等の緊急銃猟時の対応

(1)通報から緊急銃猟の実施・完了までのフロー ①～⑥



流れ

- ①通報時の対応(P7)
- ②対応方針の検討と県(林務課)への応援要請(P8)
- ③緊急銃猟に関する計画の調整(P10)
- ④安全を確保するための措置の実施(P10)
- ⑤緊急銃猟の実施(P12)
- ⑥現状回復、損失の確認、安全を確保する措置の解除(P13)

① 通報時の対応

(i) 目撃者からの聞き取り

住民等からクマ等の出没に関する第一報が寄せられた際は、「別紙 6:クマ等出没情報記録票(聞き取り用)」に基づき、現場の状況について詳細な聞き取りを行う。

☐ 通報内容や現場の状況について聞き取りを行った

(ii) 情報共有

住民から聴取した情報については、必要に応じて関係連絡先(「別紙 3-2:連絡チェックリスト」)への情報共有を行う。

☐ 関係者へ情報共有を行った

(iii) 注意喚起

聴取した情報については、必要に応じて防災行政無線等により、地域住民への情報発信、注意喚起を行う。

☐ 情報発信、注意喚起を行った(防災行政無線/岡谷市公式ライン/鳥獣目撃マップ)

② 対応方針の検討と県への応援要請

(i) 出沒対応方針の決定

住民からの目撃情報を基に緊急銃猟を含めた出沒対応方針の検討を行う。

(クマ類等が出沒した場合における追い払い、箱わなによる捕獲、緊急銃猟による対応方針の判

断目安は「別紙 5 : 対応判断フロー」を参考に行う。

□緊急銃猟を実施する判断を した(③ 緊急銃猟に関する計画の調整へ)／しない(表 3 へ)

表 3 出沒対応方針の選択肢 (緊急銃猟以外を実施する判断をした場合)

< 追い払い >

概要	動物駆逐用煙火、ゴム弾(スリングライフル含む)などを用いて、出沒個体を追い払う方法
適用例	林縁が近いなど、出沒個体の退路を確保でき、かつ作業者の安全が確保できる状況
必要な許認可	(煙火類を使用する場合) ・毎年の保安講習の受講 (ゴム弾を使用する場合) ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票

< 捕獲(檻捕獲) >

概要	捕獲檻・誘引餌を使用して出沒個体を捕獲する方法
適用例	・狭い範囲で出沒・被害が繰り返されている状況 ・夜間にのみ出沒する場合や現在は出沒していない等、緊急性が比較的高くない状況
必要な許認可	・有害鳥獣捕獲許可

<捕獲（装薬銃・麻酔銃）>

概要	装薬銃や麻酔銃を使用して、出没個体を遠隔で捕獲する方法 ※装薬銃では致死的な捕獲、麻酔銃では非致死的な捕獲となる
適用例	バックストップ(安土)が確保でき、跳弾の発生がない場所 (麻酔銃の場合) 出没個体が逃走できない場所や、逃走する姿を追跡できる場所
必要な許認可	(装薬銃の場合) ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票 ・有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (麻酔銃の場合) ・麻酔銃所持許可 ・危険猟法許可 ※薬品の種類や量によっては必要 ・有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (住居集合地域等で麻酔銃を使用する場合) ・住居集合地域等での麻酔銃猟の許可 ※緊急銃猟の場合は不要

<監視>

概要	積極的な対応をとらずに、出没個体の動向を警戒する方法
適用例	他に対策の手立てがない場合や、差し迫った危険性がない場合
必要な許認可	特になし

☐ 緊急銃猟以外の対応方針を決定した。

【監視 ／ 追い払い ／ 箱わな】

(ii) 応援要請

職員の不足など市町村職員のみでは十分に行うことができない場合は諏訪地域振興局林課への応援要請を検討する。

☐ 応援方針を決定した

【応援要請した ／ 応援要請はしない】

③ 緊急銃猟に関する計画の調整

現場または現場近くに「現地」を設置し、関係者で集まり、緊急銃猟実施に関する打合せを実施する。

打合せの内容は「別紙 1：緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)」を参考にし、実施要件等、実施計画の調整を行う。

また、「別紙 4：緊急銃猟に係る備品管理リスト」に記載の備品の確認も併せて実施する。

現場指揮者は緊急銃猟実施要件を満たしていることを「別紙 1：緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)」で確認し、捕獲者は実施する者の要件を満たしていることを「別紙 2：緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」で確認し、同意のサインをする。

□ チェックリストを参考に計画調整を行った。

④ 安全を確保するための措置の実施

(i) 周知

③において検討した内容に基づき、緊急銃猟による通行禁止・制限を実施する場所の周知を行う。

通行禁止・制限を実施する範囲については、市ホームページや等(自動公衆送信)による告示を行うこと(法令上必須)。

※周知文例(実施時)

○月○日(○)○時頃より、岡谷市役所の西側において、クマが出没したため、通行禁止・制限を行います。クマ及び緊急銃猟に伴う危険がありますので、近づかないでください。

※周知文例(終了時)

○月○日(○)○時頃より、岡谷市役所の西側において実施した緊急銃猟は、○時に終了しました。御協力ありがとうございました。

(ii) 通行禁止・制限

③において検討した内容に基づき、対象の地域において、通行禁止・制限を行う。

●周知・連絡・協議

・市町村が通行禁止・制限を行う場合は、管轄する警察へ通報する(法令上必須)。

- ・鉄道が敷設されている場合は、警察署への通報前にその施設を管理する者に協議する(法令上必須)。

- ・必要に応じて道路、河川等の施設管理者へ連絡する。

●実施方法

- ・通行禁止・制限は、車両(職員等が臨場する際に乗用していた車両等)又は職員等を道路上に配置して行う。

- ・道路上に三角コーンを設置する場合など、道路法上の工作物等とみなされるものを道路に配置して、通行禁止・制限を実施する場合は、道路管理者の許可(道路占用許可など)を得る。

□ 通行禁止・制限が完了した

(iii) 避難誘導

③において検討した通行禁止・制限範囲において、避難誘導を行う。

●実施方法

- ・基本的に車内からの避難指示を行うが、広報車や拡声器では届かない場合は、個別に訪問することを検討する。

●避難が難しい住民への対応

- ・クマ等がいる状況で屋外に出ることが困難と考えられる場合や、避難が困難な住民がいる場合は、屋内退避をさせ、屋外に出ないよう呼びかける

- ・屋内避難の場合には、万が一の跳弾による窓ガラスの破損に伴う怪我に備え、窓から離れるか、窓のない廊下等に避難し、身を守る姿勢を取る旨の連絡を行う。

□ 避難誘導が完了した

□ 屋内避難者がいることを関係機関で共有した

(iv) 緊急銃猟のための土地の立入り等

- ・他人の土地への立入りにおいては、証票を着用する(法令上必須)。

- ・証票については、捕獲実施者へ貸与する証票と混同しないよう表現、形状、色を変更する。

- ・必要であれば他人の土地に立入り、障害物を除去する(法第 34 条の3 第 1 項)。

- ・除去の際には原状回復や損失確認のため立入り前の状況等を必要に応じて写真で撮影する。

□ 立入り者用の証票を携帯した

□ 立入り前の状況等について写真で撮影した

⑤緊急銃猟の実施

(i) 実施要件に関するチェックリスト

- ・「別紙 1：緊急銃猟時の確認チェックリスト(関係法令)」、「別紙 2：緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を用いて、確認事項の漏れがないか確認を行う。

☐ チェックリストに基づいて確認を行った

(ii) 捕獲者への指示、証票の受け渡し、留意事項について

- ・緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯する(法令上必須)。
- ・緊急銃猟の実施にあたり、下記の情報を捕獲者に伝達する。
 - ★ 銃猟の対象となる危険鳥獣に関する情報
 - ★ 弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱(危険物や引火物を取り扱う工場や施設)
 - ★ できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣、貴重品等)
 - ★ 緊急銃猟を中止する合図の方法(ジェスチャーやかけ声等)

☐ 捕獲者用の証票を携帯した

☐ 留意点を伝達した

(iii) 実施の判断

- ・捕獲者への指示又は外部への委託等が行われた後は、委託等の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断する。
- ・緊急銃猟が中止となった場合は、②対応方針の検討と県への応援要請や③緊急銃猟に関する計画の調整、「別紙 5：対応判断フロー」を参考に対応方針の再検討を行う。

(iv) 実施状況の記録

- ・捕獲者の了承を得て、ビデオカメラ等を用いて記録を行う。

☐ 記録の実施方法を決定した

⑥ 原状回復、損失の確認、安全を確保する措置の解除

(i) 原状回復

- ・緊急銃猟の終了後、捕獲個体の生死等を確認する。
- ・捕獲した鳥獣の処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。

☐ 原状回復のために、以下の対応を行った
【捕獲個体の移送 / 現場清掃の実施】

(ii) 損失の確認

- ・個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を行う。

☐ 損失の確認のために、以下の項目の確認を行った
【建物または壁への被害 / 周辺施設または車両への被害 / 人への被害】

(iii) 安全確保措置の解除

- ・確認が終わり次第、安全を確保する措置(通行禁止・制限の措置、地域住民の避難)の解除を行う。

☐ 通行禁止・制限の解除を行った
☐ 地域住民等の避難解除を行った
☐ 住民への周知(HP 等)を行った

(iv) 損失補償手続き

- ・損失補償が発生した場合、市町村は被害を受けた者から請求を受け、補償手続きを行う。

☐ 損失補償手続きのために以下の確認を行った
【損失等あり、被害を受けた者へ補償手続きについて説明を行った / 損失等なし】

(v) 実施後の報告

- ・緊急銃猟を実施した際は、実施報告書※を作成し、諏訪地域振興局林務課に提出する。

☐ 緊急銃猟に関する記録の整理を行った
☐ 報告書を作成した (※報告様式は別途環境省通知参照)

参考資料

- ・別紙 1 緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)
 - ・別紙 2 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト
 - ・別紙 3-1 関係者・関係機関一覧表
 - ・別紙 3-2 連絡チェックリスト
 - ・別紙 4 緊急銃猟にかかる備品管理リスト
 - ・別紙 5 対応判断フロー
 - ・別紙 6 クマ等出没情報記録票
-
- ・別表 1 産業振興部 クマ等出没時緊急体制
 - ・別表 2 捕獲候補者リスト

緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)

別紙 1

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 <u>※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では適格かつ迅速に捕獲できないか。 <u>※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか(法第 34 条の 4)	
	地域住民の避難は行われたか(法第 34 条の 4)	
	広報(HP や SNS、防災無線等)は行われたか(政令)	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報を行ったか(政令)	
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか(政令) 道路を含む場合は、道路管理者に連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣・貴重品等)に関する情報、猟銃の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の出入りを伴う場合)土地の出入りを行う者は証票を身に付けついているか (法第 34 条の 3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に付けているか(法第 34 条の 2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか(任意) ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

出典：環境省緊急銃猟ガイドライン

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

別紙 2

※チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種猟銃免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合(麻酔銃猟をする場合は除く)	
	第二種猟銃免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合(麻酔銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること(麻酔銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある。	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目(麻酔銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。)にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了しているものであること	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
令和 年 月 日 氏名 _____		

出典:環境省緊急銃猟ガイドライン

関係者・関係機関一覧表

主要連絡先

1 【関係者・担当者】

・統括責任者	岡谷市長	早出 一真
・庁内責任者	産業振興部長	仲田 健二（携帯番号:090-1616-2543）
・後方支援(事務局)	農林水産課長	小林 隆志（携帯番号:090-1865-5884）
・安全管理責任者	危機管理室長	小松 茂（携帯番号:090-8813-4585）
・現場指揮		野澤 竜太郎(携帯番号:090-3040-2543)
・情報・広報		柳平 ゆき（携帯番号:080-6937-2946）
・記録		小口 直伸（携帯番号:090-4159-0275）

2 【関係機関】

岡谷警察署生活安全・刑事課 TEL:0266-23-0110

諏訪地域振興局林務課 TEL:0266-57-2919(直通)

// 総務管理課(県民生活担当) TEL:0266-57-2902(直通)

岡谷消防署 TEL:0266-22-0119

岡谷市民病院 TEL:0266-23-8000

岡谷市猟友会長 TEL:090-8843-8054

JR東日本(上諏訪駅) TEL:0266-53-5018

その他(出沒箇所副区长、近隣の保育園・学校 等)

連絡チェックリスト ※必要に応じて連絡

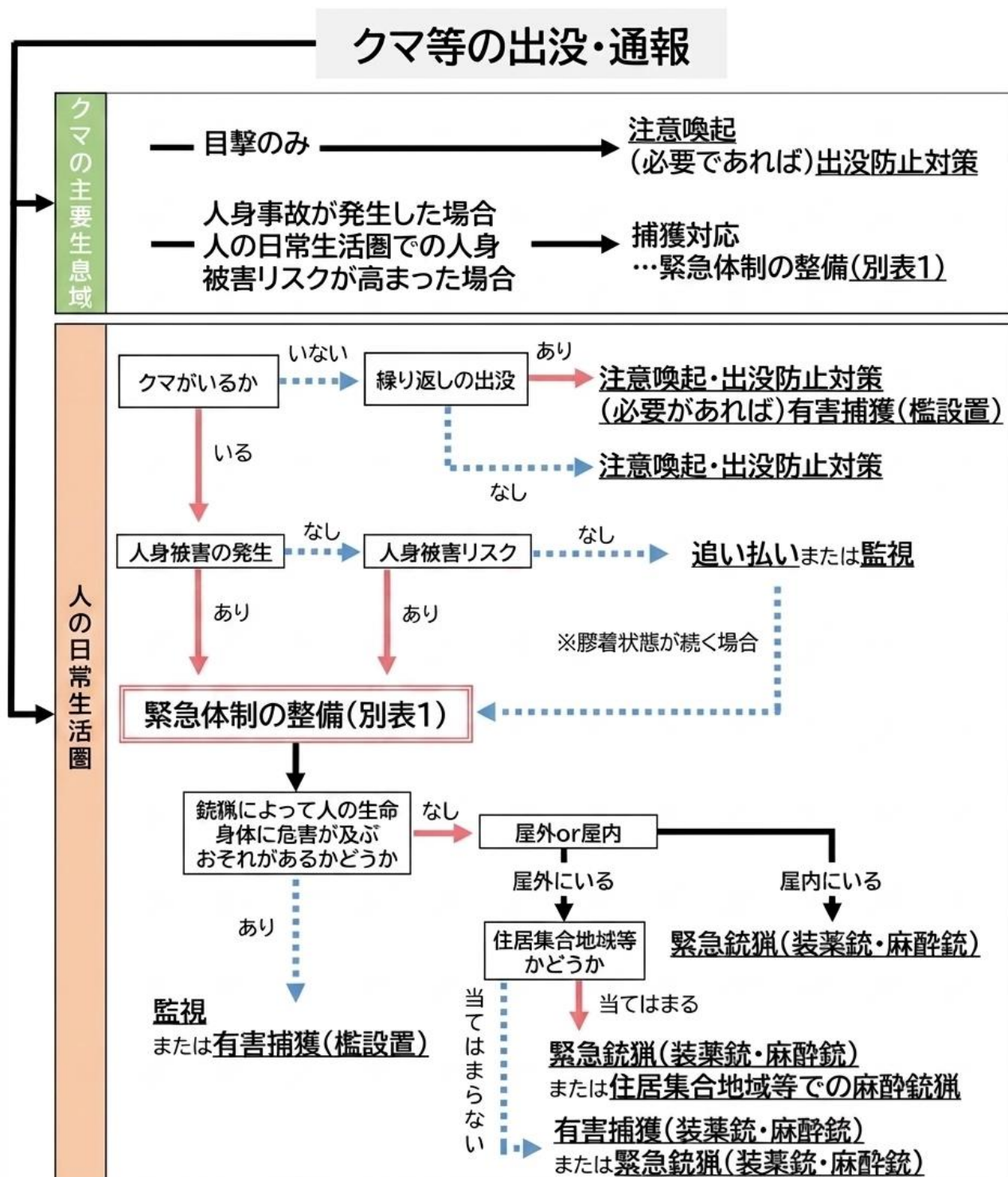
区分	✓	通報・報告・連絡先	担当部署等	備考
関係機関等 連絡		岡谷警察署	生活安全・刑事課 (0266-23-0110)	
		岡谷消防署	(0266-22-0119)	
		諏訪地域振興局	林務課(0266-57-2919)	
		鉄道管理者(JR 東日本)	JR 上諏訪駅(中央東線) (0266-53-5018)	
		岡谷猟友会(実施隊)	事務局(第一報者) →会長、副会長へ連絡	銃猟対応者の選定 (捕獲候補者リストより)
		クマ対策員(麻酔取扱者)	あかつき動物研究所	麻酔銃猟の検討、協議
		関係区		区内 広報車依頼
		隣接市・町	鳥獣担当者	行政堺対応時の応援要請
		近隣公共施設		支所等含む
庁内 関係部署連絡 (状況に応じて追加)		理事者	秘書広報課(内線 1511)	
		産業振興部 商業観光課 工業振興課 ブランド推進室	部長(内線 1402) 商業(内線 1450) 工業(内線 824) ブランド(内線 828)	対応:産業振興部クマ等出 没時緊急体制のとおり
		危機管理室	(内線 1590-1594)	防災行政無線 メール配信@おかや、 LINE 配信含む
		子ども課	(内線 1362)	保育園関係
		教育総務課	(内線 1218 1213)	小中学校関係
		土木課	路線管理(内線 1315)	市道
		環境課	資源化(内線 1447)	ごみ収集時の業者連絡 施設管理(エコポッポ)
		地域創生推進課	地域創生(内線 1362)	(株)スケートの森
		まちづくり整備課	公園緑化(内線 1320)	公園関係

緊急銃猟に係る備品管理リスト

別紙 4

備品の種類		説明
◎防護装備		
☐	ヘルメット	頭部をクマ等の攻撃から防御
☐	盾	クマ等の攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避
☐	クマ撃退スプレー	クマ等が向かってきた際に噴射
☐	プロテクター・安全靴	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御
◎機材装備等(必須)		
☐	無線機(デジタル簡易無線)	現地での連絡調整に使用
☐	緊急銃猟を行う捕獲者の証票 <u>※法令上必須</u>	自治体名の記載がある証票・ゼッケン等 ※土地の立入り等の際の証票と違う色にするなど、見分けがつくようにしておく。
☐	緊急銃猟のための土地の立入り等の証票 <u>※法令上必須</u>	自治体名の記載がある証票・ゼッケン等 ※捕獲者の証票と見分けがつくようにしておく。
☐	地図(航空写真、国土地理院地図など)	緊急銃猟実施時における交通制限、避難誘導範囲、銃猟実施場所の決定に使用
☐	緊急銃猟対応マニュアル	市が作成する緊急銃猟対応マニュアル
☐	関係者リスト・連絡体制	別添
☐	緊急銃猟時の確認チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる。
☐	緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で捕獲者に確認する事項をチェックリスト形式にしたもの。
◎機材装備等(必要に応じて)		
☐	ブルーシート	個体搬出時に使用
☐	車両	移動のほか、通行禁止・制限の開始地点を明示するため使用。
☐	トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体の搬出のために必要。
☐	土嚢	バックストップを補強等する場合に必要
☐	照明器具等	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要。
☐	原状回復に必要な道具類	掃除用具等の必要な道具類
☐	ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※スマホのカメラでも可
☐	緊急銃猟ガイドライン	国作成のガイドライン

対応判断フロー（緊急銃猟を実施するか否かの判断をこのフローで行う）

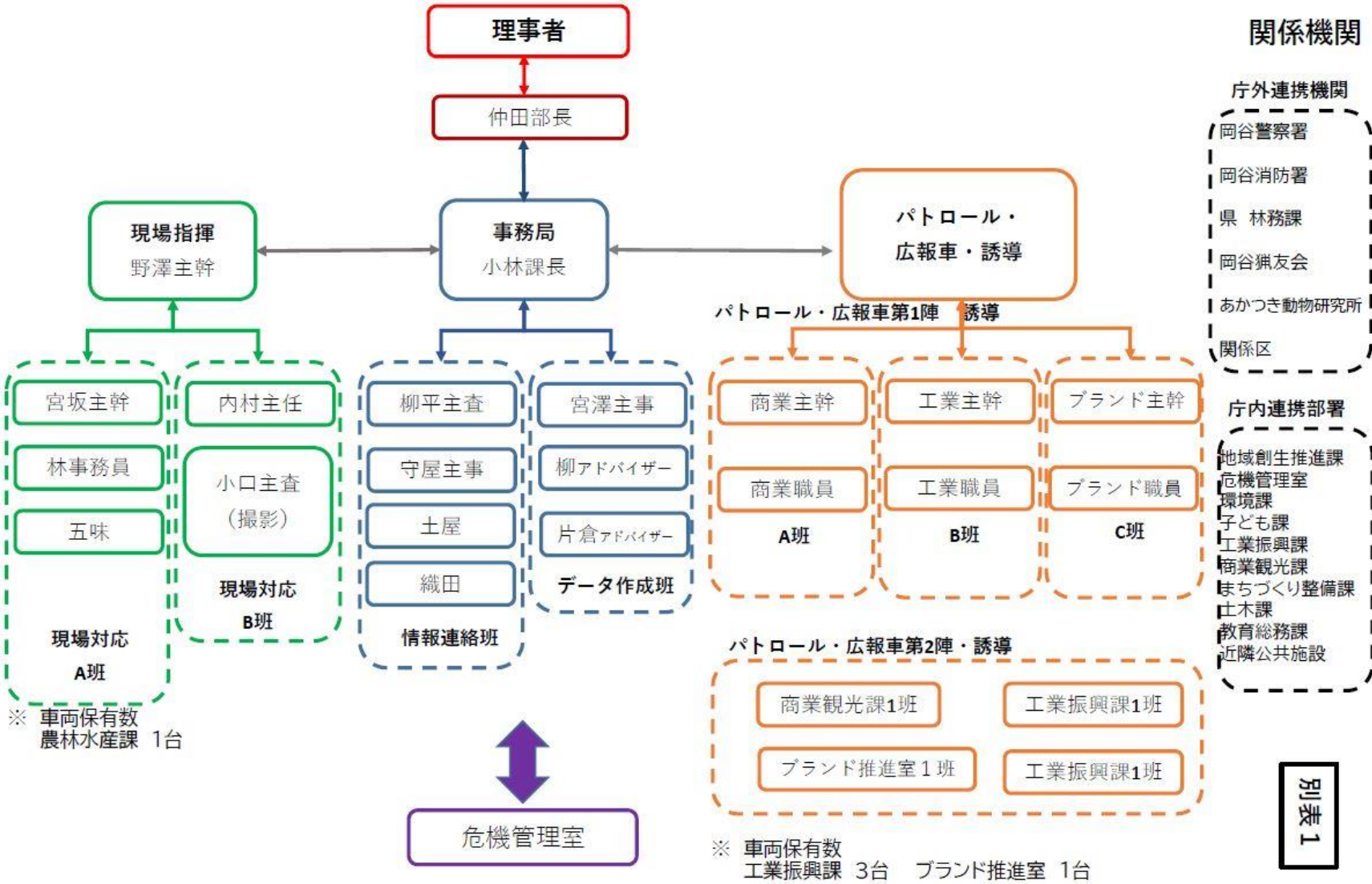


クマ等出没情報記録票(聞き取り用)

(参考 環境省緊急銃猟ガイドライン「目撃者から聞き取ることが望ましい項目」)

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマ等を目撃した日時
出没場所の情報	地番(位置座標)、環境、誘引物
クマ等が向かった方向の情報 (山野なのか人の日常生活圏なのか)の把握	クマ等が逸走等した場合には、クマ等が向かった方向
目撃したクマ等の情報 ※クマ等と判断した特徴も確認する。	頭数(親子)、大きさ、行動、人に対してクマ等はどのような行動をとったか(逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど)
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応。
対策内容(出没を受けて実施)	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲

産業振興部クマ等出没時 緊急体制 (R8.9.1現在)



捕獲候補者リスト(岡谷猟友会(実施隊) 推薦名簿)

取扱注意

番号	氏名	年齢	住所	電話番号	血液 型	狩猟免許の種類及び有効期限		銃所持許可 有効期限
						種類	有効期限	

銃砲刀剣類所持等取締法 (所持の態様についての制限) 第十条(略) 2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。 一 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (緊急銃猟) 第三十四条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下この章において同じ。)は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物(以下この項において「住居等」という。)に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によつて人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定による銃猟(以下「緊急銃猟」という。)をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。 3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。 4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項(弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。)の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。 (緊急銃猟等のための土地の立入り等) 第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。 2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(都道府県知事に対する応援の要求等)

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(損失の補償)

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、市町村(特別区を含む。)を被告とする。

第三十八条の二

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可)

第三十八条の二 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

警察官職務執行法

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

刑法

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。